

## 糸田町結婚新生活支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行う事業を支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を助成するものとし、その助成について、糸田町補助金交付規則（平成18年糸田町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦

(2) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用で、物件の購入費、リフォーム費用、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。尚、婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設備に係る費用については対象外とする。

(3) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。

### (助成対象世帯)

第3条 助成金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 下記により算出した世帯の所得が500万円未満であるもの。

#### (世帯の所得の算出方法)

所得証明書をもとに、令和6年又は令和7年の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

(2) 対象となる住居が糸田町内にあり、当該住居の住所で住民登録がなされていること。

(3) 下記（ア）～（エ）のうち、いずれか一つ以上に夫婦で受講、参加及び相談していること。ただし、（エ）共家事・子育て講座のみ、その内容や参加対象者を踏まえ、夫婦ではなく夫のみの受講でも可とする。

（ア）ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）

(イ) プレコンセプションケアに関する講座の受講

(ウ) 糸田町保健センター職員（ただし、保健師に限る。）又は医療機関への妊娠・出産に関する相談

(エ) 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画の為の講座を含む。）の受講

(4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(5) 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。ただし、同一申請者の町内への転居かつ補助上限額の範囲内での申請に限り、2回目以降も補助対象とする。

(6) 世帯全員が町税及び使用料等を滞納していないこと。

(7) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。

(8) 前年度に糸田町結婚新生活支援補助金を受給した世帯であって、その受給額が、補助上限額として定める額に達しなかったもの。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、住居費と引越費用を合わせた額のうち、本条第3項に定める期間に支払った額を対象とし、助成額は下記のとおりとする。

(1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯においては、1世帯当たり60万円を上限とする。

(2) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯においては、1世帯当たり30万円を上限とする。

(3) 前条第8号に規定する世帯の助成額は、住居費（リフォーム費用を除く）及び引越費用の合計額とし、上限額から前年度に当該夫婦に交付した助成額を差し引いて得た額を限度とする。

2 前項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 助成金の支払対象となる期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 前項の規定にかかわらず、前条に規定する助成対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、糸田町結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 所得証明書

(2) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類

(3) 物件の売買契約書（住居費における購入の場合）

(4) 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書（住居費における賃貸借の場合）

(5) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）

(6) リフォーム費用、引越費用の領収書

- (7) 世帯全員の納税証明書等又は滞納がないことを証明する書類
- (8) 第3条第3号の受講、参加又は相談したことを証明する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、糸田町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条第2項により助成の決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに糸田町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（別記様式第4号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、糸田町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第7条 助成対象者は、前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに糸田町結婚新生活支援補助金交付請求書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の助成対象者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

（助成金の返還）

第9条 助成対象者は、町長が助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、速やかに当該助成金を返還しなければならない。

（報告等）

第10条 町長は、助成金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、助成対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 助成対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。